

(案)

令和6年度 第3回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録(概要)

【日時】令和6年(2024年)10月18日(金) 18:30～20:30

【場所】甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室1

○出席委員 伊東委員、遠藤委員、葛原委員、竹田委員、辻本委員、中川委員、西野委員、橋本委員、山本委員、吉田委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、西島係長

○傍聴 0人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 前回の振り返りについて

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について(第2章)

4 その他

(1) 中間支援に必要な機能について(個別ヒアリング結果)

(2) 令和6年度会議の日程について

○事務局

只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会令和6年度第3回の会議を開催します。開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

みなさんこんばんは。甲賀市まちづくり基本条例の検証について、回を重ねる毎にだんだんと本格化して参りました。委員の皆さま本日もどうぞよろしくお願いします。

(1) 前回の振り返りについて

○事務局

資料1「第2回委員会会議録(案)」について。事務局にて会議録案を作成した。各委員にてお目通しのうえ、修正箇所があれば10月30日迄に事務局まで連絡を頂きたい。

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について (第2章)

○中川委員長

早速、第2章の検証に入りたい。第6条の意見をコメントペーパーに基づき委員の意見を伺いたい。

【第6条 市民の権利】

○辻本委員

第6条2項「性、年齢、障がいの有無等に関わらず…」について、国籍の有無は問わないのか、国籍を入れるべきではないのかとも思う。定義の再確認の意味で聞きたい。

○事務局

第10条に多文化共生の項目があり、第2条の市民の定義で国籍については規定していないが国籍の有無は問わないという趣旨が含まれている。第6条の解説文にもあるとおり、日本国憲法で示されている個人の尊厳を重視し、心身の状態等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有しているということからも考え方として国籍の有無は問わないという意味合いをもっており策定委員会の中でも話をしていた。また、市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらずという「等」にどこまで入れるのかというところもある。例えば国籍ということになると文化、人種、民族などどこまで入れるのかという議論が今後必要になるとも考える。

○中川委員長

事務局の説明では、性、年齢、障がいの有無等の「等」に国籍も入っているということ。また日本国憲法の個人の尊厳の中にも外国籍という考え方が入っているということである。

○橋本委員

解説で部分では、外国籍の方まで入っているということは読み取りにくいと思う。

○事務局

人権の普遍性、国際協調主義の面でも、日本に在留される外国人の人権も原則保障しており、最高裁の判例でも出ている。日本国憲法第14条で人種、信条にも触れており広く包括していると考えている。

○中川委員長

条文そのものを変える方法と解説文を修正するという方法の二通りが考えるがどうか。

○事務局

日本国憲法というと日本国籍をイメージしがちであり、広がり過ぎるのであれば、解説文を修正して外国人も含むということをしっかり示す方が望ましいと考える。

○辻本委員

思想信条とか民族と違って明らかにペーパーに出ているので、明確にする意味でも書いておいた方がいいと思う。

○中川委員長

一時期、このあたりのことで自治基本条例を否定する動きもあり、多くのところで外国籍について触れるのを避けた傾向もある。

○橋本委員

解説文の中で網羅することで良いと思う。当初策定された際にも論議された経緯もあるので、はっきりさせるために解説文に明記した方がよい。

○中川委員長

条文を改正するには、議会で可決される必要がある。過去の経緯もあり委員の皆さんの決断次第ということもある。

○事務局

「外国籍」の表現に関して、策定時に反対された委員もおられた。解説文に明記するにしても、10年前と今では状況が異なるなど時代背景の説明も必要。

○中川委員長

まちづくり基本条例における市民の定義はできるだけ幅広くとって、皆がまちづくりに参加するというものであるが、公職選挙法の参政権につながるという意見もあった。

○事務局

第21条で住民投票があるが、ここでは「住民」としており、まちづくりに参画する「市民」という意味合いと参政権としての「住民」は別の話。

○中川委員長

参政権とまちづくりに参画することとは異なるということを解説文のどこかに書いておいた方がよい。

地方参政権に関しては、日本人が外国に行った際に参政権を与えられる国があり、本来の互惠主義であれば、そういった国の人には地方参政権を与えるべき。国際人権規約は日本も批准しており、外国人の人にはまずは地方参政権から付与するべきではないかという議論があるが今の段階では止まっている。一旦事務局に判断を預けてはどうかと思う。

○事務局

解説の中でしっかり明記したい。

○一同 異議なし。

○橋本

成果のところパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について書かれているが、啓発周知が必要ではないか。性的マイノリティのことで、カミングアウトして、それに対するアウティングなどの部分へのサポートや支援についても考えた方がよいと思う。解説分の修正というより、運用に対しての意見として捉えて頂きたい。

○中川委員長

関連して、平子委員のコメント「市民に向けた出前講座などを継続的に実施することが必要では」ということで、全くその通りである。今後、どのようにまちづくり基本条例の出前講座を制度化していくかが課題。

○事務局

第6条の関係で発言いただいていると思うが、出前講座や勉強会等の実施、また市職員向けの研修会等の実施を検討する。

○西野委員

第2章の成果と課題の資料で、女性の支援など具体的な例が出ている中で、子どもや若者層に関する記載がないので具体的なところが明記されると良いと思う。

○事務局

第8条の子どもの権利の部分で辻本委員もコメントしていただいているが、保護対象だけでなく、権利の主体性を取り上げていただいております、その部分でしっかり書いていくのではないかと考えている。

【第7条 市民参加】

○橋本委員

解説文「幅広い世代、男女を問わず」も「若年世代を育む視点から」についても同じことなのでまとめるなど書き方を変えた方が良いのではないかと。また、外国の方の参加踏まえた中で市民参加について示した方がよいのではないかと考えた。

○事務局

この部分で「男女を問わず」という部分の「男女」が気になった。区分、性差というところがある中、この書きぶりについてはLGBTQの考え方からすると修正すべきと考える。一方で、市民の定義では日本人市民、外国人市民を含めてとなっているので、外国人だからという書き方を解説に入れるのはどうかと考える。

○中川委員長

共通のくくり方がどこかでできていたらそのまま使っていけばよい。前の部分でそういう工夫をしてもらったらどうかと思う。

○西野委員

解説の「若者世代を育む視点からも参加制度を整える」の部分について、表現の仕方で、「育む視点」というのではおそらく増えないと思うし、育むという言い方ではなく、参画しやすいような環境をつくるというような言い方に修正することを希望する。

○中川委員長

そのように変更することとしたい。

○吉田委員

「参加制度を整える」とは具体的にどのようなことか。多様な市民参加の方法は具体的にはどのようなものがあるのか。

○事務局

例えば、若者政策アイデアコンテスト、子ども議会、市民意識調査、オンラインプラットフォーム等が挙げられるので具体的に書いてはどうかと考える。

○中川委員長

多様な市民参画の方法が具体的にあるので、それらを並べたらどうかと思う。パブリックコメント以外でもタウンミーティングや審議会での傍聴参加、一般公募などもある。

また、吉田委員から、課題の部分で、「最も身近な市民参画の場である自治振興会、区・自治会における女性の参画は依然として少ない状況」という記載について、自治振興会の次に「まちづくり協議会」を入れるべきということであり、事務局の方で入れてほしい。

○辻本委員

運用の課題部分「女性の参画は依然として少ない状況」について、市組織が率先して女性管理職登用を増やすロールモデルを育成し、啓発すべき。また、課題だけで終わるのではなく解決策を書いたほうが良いのではないかな。できれば数値化も重要。

○事務局

男女共同参画計画の中でも女性の代表者を増やしていこうというものがあるので、その動きの中でしっかり施策に反映させていきたい。直近では202の区・自治会の内、女性の代表者がいるのは2つだけであり数値目標も記載する。

○遠藤副委員長

アンケートの取り方について、世帯別ではなく個人別にとるようにすることはどうか。実際にまちづくり協議会でもそういった方向になりつつあるので、施策に反映させていく。

○山本委員

先ほどの吉田委員のコメントに対して、市民参加の方法を具体的に書いていくということだが、継続性があり実績があるものを優先的に抽出して挙げるべき。若者政策アイデアコンテストは未だ2年程度しか実施されていないし、条例を見直すまでの間に施策、事業が無くなってしまっているといけない。

【第8条 子どもの権利】

○辻本委員

条文「子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有する」について、「守られる」というところに違和感がある。権利を有するとともに、権利の主体者だと思うし、これは標準的な表現だと思う。

○中川委員長

「守られ、育つ権利を有する」の次に「権利の主体者としてまちづくりに参加することができる」と入れるべきか。児童の権利条約においては、「守られる権利」がある。

○事務局

「子どもの権利」という項目を特出しして入れたこと自体、他市と比べて特徴となっている。子どもは守られるだけではないという意見もあった中、まちづくりに参加するという中で主体性も見出していこうというバランスを一定とっており、解説の中でも「担い手として大きく成長することが期待できる」としている。

○中川委員長

議会での議論に行政は参加することになるが、積極的な理由を立てていく必要がある。行政側として、子どもを主体者としたまちづくりの施策、政策を具体的に提案できるか

ということが問われる。例えば、子どもまちづくり会議の設置や、各区やまちづくり協議会に子ども部会を設置してもらうよう働きかけるなどを用意しないといけなくなるのではないか。

○橋本委員

甲賀市で子ども議会というものがあるが、どれくらいやっているのか。

○事務局

10年以上前から実施しており、子どもが1年間を通じてフィールドワークをした上で議会で一般質問する取り組み。毎年子ども議員は小、中学生15人程度。

○遠藤副委員長

東近江でもやっているが、イベント化している傾向がある。

○事務局

本市の場合、一年間を通じて実施していくということと、成果と課題の検証ということで、実現したことを明確にしているのは良いと考えている。

○中川委員長

後段の「まちづくりに参加することができる」では弱いので、一旦、強めるという意味あい「権利の主体者」としての文言を追記することを提案できるかどうか検討していくことにしてはどうか。「権利」まで入れずに「主体者」のみを入れるとかそのあたりを考えていくことにしましょう。

○事務局

今は子どもの権利条約ということで、権利として協調されている部分がある。県においても子どもの権利条例制定に向けて動いているところもあるので、そういったことも見た上で整理させていただきたい。まちづくりの主体者としての位置づけは書きたいと考えている。

○中川委員長

0歳の子どもをイメージするのではなく、17歳、18歳の子どもをイメージするべきで、明らかに政治学習などが必要だと思われる。そういう意味でも「主体者」という表現を使ってもいいかもしれないと思われる。

○中川委員長

吉田委員の子どもが参加できる権利を知らしめる方法があるかについて、具体的に書けるものはあるか。学校を通じて何かを流しているとか。

○吉田委員

先ほど委員長が言われたように、解説なので具体的な内容を挙げたら子どもたちにも知ってもらえる。

○事務局

これは大人に対して、しっかり知らしめるということか。学校教育の中でしっかりと伝えていくということを運用で進めるということかどうか。

○吉田委員

子どもの権利なので、まちづくりに参加できる権利があるということを子どもが知らな

いといけない。そういう意味で質問した。

○中川委員長

例えば、まちづくり基本条例の簡単なガイドブックを小学校高学年から中学校に配布している等ができればよいが。

事例として入れられるような施策を考えましょう。

○葛原委員

18歳になった高校生は「子ども」に入らないのか。成果の方では0歳から18歳となっている。2年前に成人年齢の引き下げがされたが、資料で出されている「成果」というのはいつ頃のことなのかとも思った。

○中川委員長

公職選挙法上は18歳未満は子どもとなっている。選挙権は18歳になった時点ではなく、何月何日時点で18歳というようにしている。

○事務局

当然、高校3年生の中には17歳も18歳もいるので、混在している形になる。

○中川委員長

これについては疑問に対する答えとしておく。

○橋本委員

外国籍のヤングケアラー対策についてはどうか。外国籍の子どもが親の通訳代わりをするなどの例があり、課題意識として明記しておく必要がある。同性婚LGBTの権利については、第6条に戻って議論された中、ここで包括されているのであれば良いが。

○事務局

外国籍のヤングケアラー対策については、コミュニティ通訳を派遣するなど、関係課への意見の部分で書きたい。

○中川委員長

ここは遠藤副委員長の意見、吉田委員の意見、橋本委員のご意見も実際の運用についての意見だと思われる。つまり、まちづくり基本条例に書き込んでも実際の施策まで落とし込めているか、いいカッコするだけではないのかという点。そういう方向に向けた施策が必要だということが委員会の中でも出された訳だし、施策反映する努力をお願いしたい。

【第9条 学び及び教育】

○山本委員

条文の「連携・協力」の部分について、第2条で「連携・協力」することを「協働」と定義していることから、「協働」と置き換えることとしてはどうか。一方で、ここに出てくる「連携、協力」は「協働」とは少し意味が違うということであれば、このままでいいが。

○事務局

文脈からして、確かに「連携、協力」は「協働」の意味であるが、策定当時の議論とし

て、安心・安全、教育など行政がまずは主体的にやらないといけない部分は、行政が主になってやった上で関係機関と連携、協力するということの意味あいであった。「協働」というのが行政用語的なことなので、「協働」という言葉を行政が言いすぎると、行政がやるべきことをせずに市民と一緒にやりましょうということになってしまう。行政の市民化ということ踏まえたうえで「協働」という言葉を使っていきたい。

○山本委員

ここの部分は使い分けているということで、使い分けている理由を解説で明記しているのであれば読み手側も理解するが、使い分けを行政も市民もわかっていないのであれば明確にしておくべき。

○当時の策定委員が条文を丁寧に一言一句作った経緯があり、法務的なチェックがなされていない部分もあり、祖語が生じているのではないかとということも改めて認識している。法務担当に相談しながら位置づけを考えたい。

○吉田委員

行政からみたら協働ということがどういうことかわかるが、一般の人から見たらわかりづらいことは確か。

○中川委員長

第11条の3は防災、減災の関係で「連携・協力」が書かれているが、どちらかというと行政機関との関係が書かれていて、伝統的な連携、協力を意味している。一方で、定義の部分の「協働」は市民との協働が書かれている。定義の部分では「市民」があまり書かれておらず、「各主体」となっており、条文としてあまり練れていない感がある。

○事務局

策定委員から答申をいただくにあたって、考え方として答申いただくのが本来であったのを、策定委員が熱心な方であったこともあり、条文ひとつひとつ丁寧に作って下さり、その形で答申を受けた。当時の法務担当がチェックをさせていただいたが、このような形で策定委員会からいただいた故に、修正が難しかったのも確か。

ある程度、この不揃い感も大事にしたいということでもあったと記憶している。

○中川委員長

第2条(4)の協働の定義は「各主体が」となっているが、実は「市民、市民団体等の各主体が」と解釈できる。一方、第11条3の市長等は、市民及び関係機関等と連携、協力しとしているが、例えば防災用の自衛隊とか警察などを意識している部分が強い。だからこれは「協働」にならず「連携、協力」でありニュアンスの違いがわかる。そういった意味からもこのままの条文にしておいた方がよいと考える。

ただ、定義の部分の各主体ということで「協働」を使うのは民間企業などは入らない。市民団体である。

例えば指定管理者制度を導入した際、民間企業と協働しているとは言えない。企業との間では「協働」は使わない。住民自治と団体自治が手を組むことを本来、協働という。

○遠藤副委員長

企業との間で協働は成り立たないのか。

○中川委員長

成り立たないというより、お互いの主体交換はできない。もしそれをやったら株主代表訴訟につながり、企業がかなりのリスクを背負うことになる。だからパートナーシップは難しい。

正しくは、「協力」は「コラボレーション」、「協働」は「コ・プロダクション」と英語の定義も異なる。行政職員は、市民の立場にたって地域のため公益のために頑張ってみよう、住民は行政職員の立場にたって行政のために協力してみようということで、主体は交換である。双方が公共の利益を生産するために一緒にやるということ。コラボレーションはある一つの政策形成のパーツを手を結ぶこと。政策形成段階での現状調査だけ協力するとか、政策形成のアイデア募集だけ協力するなど、パーツ、パーツである。

一環して協力するというのはコ・プロダクションである。こうしたことから、11条の表現は「連携・協力」の方がよい。

○西野委員

第9条の「学び及び教育」については、大半の人は学校をイメージするのではないかと思うが、書かれている成果と課題はほとんど学校外の社会教育の部分について書かれている。第9条としては、学校教育も社会教育も含めて書かれていると判断したが、そうだとしたら、学校と地域と両方含んでいるということを書いた方がわかりやすいと思う。また、成果と課題の部分に「教室」と書かれているが、学校の教室ではなく地域のサークルのようなものとして書かれていたり、コミュニティスクールは、半学校、半地域のニュアンスがあると思う。

○事務局

第9条の条文だけ読むと生涯学習の視点で書かれていると考えられる。学校教育も社会教育も家庭教育も含めた生涯学習について書いてあり、3つの関係性も含めて解説に書くのかどうかということを考えたい。また、学校に行けない子どもたちへのことが書かれていない。社会教育の位置づけの中で「夢の学習」や、また甲賀市ではフリースクール支援事業を行っているので表現していきたい。

○中川委員長

この部分、コミュニティスクールについては橋本委員、辻本委員、平子（幸）委員、吉田委員から多数の意見を頂いている。

○事務局

辻本委員の意見で、コミュニティスクールを抹消する方が良いということか。

○辻本委員

運用の成果部分で、コミュニティスクールを導入したことが挙げられているが、導入しただけで成果ではない。コミュニティスクールを導入したが、バラつきがあるという課題を挙げておくべきではないか。

○吉田委員

コミュニティスクールはまだ地域であまり認識されていない。実際に運用ができているかを実績として検証・評価するべきでは。

○辻本委員

自治振興会がうまくいっているところはコミュニティスクールもうまくいっているが、そうでないところはあまり進んでいない。

○中川委員長

この解説の部分は全面的に書き直した方がいいかもしれないので、一度検討し事務局の方で修正した原案を示してほしい。

○辻本委員

かわせみや乗馬教室などに「居場所」としてつくっているという実績もある。

○橋本委員

地域によって異なると思うが、コミュニティスクールやグランドデザインなどの組織が立ち上がっても動かしていくメンバーがいないことが課題。自治振興会も区のメンバーが兼務して動かしている。人口が一定程度あるかどうかなど地域によって状況は異なり一律にはいけないと思うが、自治振興会、グランドデザインのメンバー、コミュニティスクールなど地域内の各組織を一本化してやっていった方が良いと思う。

○中川委員長

いわゆる地域コミュニティ協議会との連携、協力体制がより深まっていくことが求められるといったような形で、課題で書くこととしてはどうか。

○事務局

他の委員の皆様はどう思われるか。

○竹田委員

同じような意見である。

○伊東委員

すぐには無理でも、目指すべき方向としては、大人が皆で子どもを育てていく体制が必要であり、進めていくべきことだと思う。

○中川委員

この部分に沢山の意見が出ているのは問題意識が集中しているということ。もう少し書くべき内容を議論して加えたらどうか。

社会教育という言い方が良いのか、生涯学習にした方が良いのかよくわからないが、地域を支えていく地域人材が育ちやすくなるような生涯学習が開発されていない。生涯学習が趣味・教養・余暇・娯楽で止まっているのが問題。例えば、定年70歳を過ぎて会社を辞めたら地域に帰って、地域の予算をつくって楽しい老後を送ろうというような誘いをしないといけないが、そういったことに手が付けられていない。お金があり体力もある、家族も健康、時間があるような人ばかりが楽しんでいて、お金がない人は近寄りやすい雰囲気がある。豊かな人ばかりが独占している生涯学習センターのようになっている。そこの大転換が求められている。

地域コミュニティ協議会にしても、コミュニティスクールにしても、決まった人材ばかりが結集する形になっている。それでは新しい人材は出てこない。地域人材は超高齢化している。かつて専業主婦や自営業者、農業者がいたが、そういう人はいなくなってきた

おり、大半が勤め人、共働き、ディンクス、一人暮らしで、そういう人が地域の支え手になっていただかないといけないという社会教育が必要だが、そうはなっていない。今の生涯学習は個人的自己実現になっていて、集団的自己決定能力を高めるとか、会議の仕方とか、若い世代と高齢者の会話を進める方法とか、外国人との付き合いの仕方などを教えないといけない。皆が同質性で固まってしまう。

○辻本委員

コミュニティスクールも当初できた時は社会的弱者を学校とつないで何とかしようということだったが、少し変わってきている。

○吉田委員

夢の学習は市の事業だが、地域と連携してやっているイメージがない。コミュニティスクールはいろんな団体が入って学校を支えようということになっているが、夢の学習が入ってこない。夢の学習は社会教育事業として一生懸命やっているが、コミュニティスクールと重なるところがあるにも関わらず連携していない。公民館事業も生涯学習もコミュニティスクールも本来一緒のはずなのに別々にやっているの、成果と課題の部分に、公民館事業と書いたり、コミュニティスクールと書いたりされているように思う。

○事務局

中川委員長も言われるとおり、今日における社会教育はカルチャーセンターなどいわゆる趣味の話ではなく、地域の課題解決に結びつけていくということなので、イコールまちづくり協議会の展開であったり、様々な主体と関わってくるものと思われることからそのあたりをしっかりと書きたいと考えている。

○中川委員長

付け足したら良いと思うのは、文部科学省は、学校の先生がクラブ活動の指導者をする必要はないとして、その指導者を地域に求めるとしている。登下校の見守りも学校教員の義務から解除して、これも地域でお願いしたいとしている。コミュニティスクールがやるべきことは地域との連携。地域とつながった学校づくりが求められているということは学校側にも課題があるわけで、地域の方を受け入れる対応が求められている。また地域側も、人材の供給や様々な支援ツールを開発していくことなど書いてはどうか。こういったことがあまり進んでいないので加速していく必要があるといったことも入れてはどうかと思う。

【第10条 多文化共生】

○橋本委員

第2条とも関係し、「外国人も市民」だと言っているが、第10条でこういった書き方になっていることが気になった。市民及び市長は国籍等の異なる・・・となっているが、「国籍や人種等が異なる市民同士が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくり」などといった書きぶりの方が良いのではないか。国籍、人種が異なっても互いの文化や人を認め合うといった書き方にした方が良いように思ったのでここに挙げた。

現実、伴谷地域では多様な文化と触れ合う交流など、共に地域で生きる活動がされて

おり、そういった活動を拓げていくのが大切だと思ったことからこの意見を出した。
解説等で補足していくことでもよいかもしれないが。

○事務局

前段では「国籍などとは関係ない」と言いながら、こういう書き方になっているから出されたものか。

○中川委員長

むしろ「国籍等が異なる人々が」ではなく「国籍等に関わらず互いの文化を認め合い共存できるまちづくりを進めていく」と書いた方がいいのか。一方で、そうすると、民族文化とか、それぞれのアイデンティティに関してはどうでも良いという感じにもなる

○事務局

「多文化共生」について、国の定義では国籍や民族などが異なる人々が互いの文化的互いを認め合いとなっているので、国籍や民族ということは定義として出す。

「多文化共生」を見出しとして特出ししているが、外国人の方に対する様々な考え方もある中、この条文自体も必要性について意見が分かれることもあったと記憶している。ただ、特出しして多文化共生を進めたいという思いがあったのも確か。

○中川委員長

解説文に「国籍等の異なる市民同士が」と書き加えてはどうか。また、「等」の部分に「民族」も入れて組み立て直した方がいいのではないか。条文を変えると議会で様々な意見が出されることが予想される。

○西野委員

解説の中で、外国人転入者を含め将来の市民福祉の向上と、地域社会の発展のためとなっているが、その後続く部分で多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えていくと書かれている。文化とふれあい、交流できるだけだとどうにもならないことがこれから増えてくるのではないかと思った。外国人の方の高齢化などを見据えた支援体制であるとか、解説部分に福祉的な話が入っていないのが気になった。

○中川委員長

課題の部分で掘り下げてはどうか。地域で共に生活する、生活者としての空間共有とか生活共有というところまで踏み込むことが課題だというようなことを検討しては。

○事務局

今までの国際交流が海外交流中心だったが、今は人口の5%、4500人の外国人の方が定住し続けていることから多文化共生への変革が必要。こうしたことから解説文を全面的に変更したいと考えている。

○中川委員長

地域コミュニティの中で共に暮らすことが前提として、外国籍市民との共存関係を深めていくことが求められているといったところまで課題として解説文に書いてはどうか。これからの時代、ふれあうだけでは済まない。

○吉田委員

多文化共生と言いながら、住民自体は国際交流中心。外国人の方に対する課題が4つも

出ているのは、多文化共生自体がまだできていないのではないかと思います。本来なら外国籍の方が地域にもっと出てきていただき、地域の役員を担っていただいていないことも課題。外国人の方が住んでおられるが、地域の中に入っていない、どこにおられるのかわからない、見えてこないというのが現状。

○中川委員長

多文化共生センターを開設し、外国人の皆さんとの共生を進める上で、生活困窮や不登校などの課題も見えてきているが、行政だけでなく、地域がどのように支援していくべきか広げていくことが大切。

○事務局

吉田委員のご意見は全くそのとおりである。現在の条文は「交流」がベースになっているので、思い切って条文を改正することも必要かもしれないと考えている。

○橋本委員

委員長が言われたとおり、多文化共生センターでの課題の掌握や情報発信が大変重要であると思う。市も言われたとおり、「交流」から「共生」に変わってきているので、もう一度検討が必要かと思う。

○中川委員長

国際交流協会の立場で橋本委員からアドバイスをもらい、もう少しシリアスな課題を出せば「共生」という言葉が生きてくると思う。

○橋本委員

今、福祉関係を中心に7法人が連携する取り組みを行っているが、ある特別養護老人ホームなどを運営する介護事業所では、外国人を雇用しようとしてもアパートなど住む場所が確保できないとのこと。受け入れ機関が固めてしまったり、家主さん自体が敬遠されるなどの問題もあることも共通課題として認識する必要がある。

○中川委員長

条文自体の問題もあるが、解説文をアップデートして、今日的な課題を盛り込んだ方が皆さんにリアリティが伝わるということもある。

【第11条 安全安心なまちづくり】

○吉田委員

運用成果について、具体的に記載すべき。また、「自治振興会（まちづくり協議会）」ではなく、「自治振興会・まちづくり協議会」に変えるべきである。

○辻本委員

防犯カメラについては賛否両論あるが、昨今の様子を見ていると、クマの出没のこともあり、住民運動の成果は大きい。

○山本委員

安全安心なまちづくりについては防災について書かれていることが多いが、自治振興会やまちづくり協議会の目線で考えたとき、安全安心、防犯活動も根強くやっていることから、そういったことを解説文に加えてほしい。

また、災害時のことを考えると消防や警察のこと、特に消防車両が通れるだけの道幅が確保できていないところも多くある中、区長さんが何年も継続して要望書を出され、道幅が拡幅されたという事例もある。そういうことが成果として表れているということを加えてもらおうとよい。

○事務局

自治振興会、まちづくり協議会が青色防犯パトロールなどの地道な取り組みを行っていたところがあるので取り上げたい。また、道路拡幅の件については、道路管理部局に確認してみる。

○中川委員長

各委員から指摘があった部分については書き加えてほしい。また、防犯の面が少し弱い

○橋本委員

当初、意見として出していなかったが、「多文化防災」についても成果と課題についてふれておいてほしい。

○中川委員長

「多文化防災」についてもふれることとする。また、防犯カメラは、行政が設置するのか、もしくは自治会が設置するのか。

○事務局

どちらもある。駅などのカメラは市が設置、それ以外、例えば集会所などへの設置は地域でされている。

○中川委員長

防犯カメラの取り扱いについては自治体によって異なる。顔と名前がわかっている人の数が多いほど犯罪が少なくなることから、「防犯カメラだけでなく、自治振興会を中心とした面識関係の確立、拡大が求められる」などとしてはどうか。

○辻本委員

防犯カメラについては、いわゆる監視社会につながるのもマイナスの面もあるが、ソフトの取り組みだけでなく、防犯カメラ等のハードについても記載してほしい。

○事務局

関係課への意見の運用の中で言えるので表現したい。

○中川委員長

地域コミュニティがしっかりしていることで防犯能力は高まる。また防災についても同じ。付け加えると、防犯、防災能力を高めようとする、障がい者や外国人に対する理解、男女共同参画型の女性の人権に対する基本的認識がないと成しえない。こういったことを踏まえた取り組みが求められるということも触れておいた方がいい。

【第12条 情報の提供及び共有】

○中川委員長

吉田委員からのご指摘は、解説部分「まちづくりに関する情報を共有し」について、「情報とは具体的に何か。情報には個人情報が含まれているのか、提供された情報の保護の

必要性は」ということである。まちづくりに関する情報は、都市計画とか公共施設建造建築計画とか、地域コミュニティを今後どのようにしていくか、支援制度の在り方などのことを言っているのではないか。そういうことを具体的に書けばよいのではないか。

○事務局

都市計画、地域計画、インフラ整備、福祉の方向性など、政策形成過程も含めての情報であると認識している。

○中川委員長

そういうことを含めた情報であり、通常個人情報に含まない。

また、吉田委員の二つ目のご意見、運用面、成果と課題の中で「障がい者や外国人、区・自治会等に属さない行政の慣習が少ない方への情報発信について検討が必要としているが、誰が検討するのか」ということであるが、むしろこれは表に出さない方がよいのではないか。

○吉田委員

成果として、広報紙を見やすくしたなど良いことをしているのに届いていない。現状、広報紙を月1回発行しているが、新聞折り込みであり、新聞を購読していない家庭もある中、また多言語での発信など、どのように情報を届けるのか検討が必要とされている。

○辻本委員

障がい者の方などでも情報を欲している方はおられるが、一方で、自分たちでコミュニティを作っているなど、行政の発信情報を必要としない、情報をたくさんもっている人もいる。そういった人達が、関心が少ないと言われているのではないかと思う。

○中川委員長

情報弱者と思われる方を発生させない取り組みが必要とするのならわかるが、区、自治会に属さないかた、行政への関心が少ない方への発信の仕方を考える必要があるとなると制度的に何とかできるのかということにもなる。情報弱者を発生させない取り組みが必要とすれば何とかなる。

○辻本委員

そういった方は市のホームページをしっかりと見ておられると思う。

○事務局

生命、財産に関わることで絶対、個人に届けなければならない情報は、市として間違いなく個人に届けている。それ以外の情報については、例えば、区に加入していない人には情報を届ける術がないので、こういったことの方法を考えなければいけないという意図で書いている。

○中川委員長

では、ここはその程度でよいか。

(3) その他 中間支援に必要な機能について（個別ヒアリング結果）

○事務局

【資料3・4について説明】

資料3について、昨年度、中間支援について議論してもらったが、甲賀市の現状であったり課題改善点などを洗いだして、それぞれ5つの分野について議論していただいた。最後にヒアリングシートということで、どうしていったらよいかということでアンケートを実施し、そのまま昨年度は終わっていた。

今年度に入り、第1回の会議が始まる前に委員の皆さんからヒアリングをさせていただき資料3の黄色の枠に記載した。

資料3を踏まえて、資料4、中間支援に期待すること、資料3の黄色の部分を抜粋したものを5つの分野でまとめた。ニュアンスが違うというものがあればご意見をいただきたい。

2番目は、中間支援のあり方案について、これらのご意見を踏まえて、市としてどのように中間支援をもっていけばよいのかというところを今後、委員の皆さんと一緒に考えていきたい。

今後、第3章、第4章の議論に入っていくが、第4章の中で、市民活動への支援について、市が行わなければいけないという条文があり、中間支援の方向性についての検証が必要となる。スケジュールの中で、第3章の議論があり、第4章の議論があり、その後、中間支援の議論を経て、第5章、第6章の議論を予定している。

条例検証の中間で一度、中間支援組織のあり方で議論する場面があるということで、ご承知おき願いたい。

○中川委員長

NPOなどのアソシエーション型も自治振興会、区・自治会などの地縁型の団体も支援するということでマルチプレイヤーになる。おそらく、資料の黄色の部分を委員の皆さんがご意見として出されたものと思うので、この資料を読み込んでおいていただきたい。次回委員会は後日調整させて頂きたい。

閉会のご挨拶を遠藤副委員長よりお願いしたい。

○遠藤副委員長

それぞれの委員より、非常に多くの意見を頂くことができた。その意見に対して中川委員長が指摘してくださり示唆を与えてくださることが大変大きな役割になっているし、委員会としての役割が機能していると感じる。まちづくりは市民が主体的に行うものだとして改めて感じた。今後ともよろしく願いたい。本日はありがとうございました。

閉会